

「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則
(スプレッド広告関係)」の制定に関するパブリックコメント募集の結果について

No.	ご意見等	協会の考え方等
	第4条第1号関係	
1	<p>・「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則の要点説明(案)」の第4条第1号関係には、「スプレッド広告の適正性を確保するためには、提示段階のみならず約定時点で広告内容と相違がないことが重要」と記載していただいております。この点は、全く同意見です。投資家にとっては、約定価格・約定スプレッドが全てであって、提示価格・提示スプレッドは取引時の動機としての役割はあっても重要度は約定価格・約定スプレッドほど高くはないはずです。</p> <p>・しかしながら、今回の改正案では、なぜか「提示価格＝約定価格との前提に立って、提示価格によるスプレッドを測定することにより広告の適正性を判断する」という残念な内容になっています。貴協会が冒頭で述べているように、「顧客目線でのルール見直し」をなさるのであれば、ここは是非約定スプレッドを検証対象としていただきたい。</p> <p>・「おとり行為」を記載している第3条第2項関係には、「広告内容に添った取引を装いながら提示価格又は約定価格を顧客に不利な方向に動かす行為が行われていないか確認する必要※があります。」と記載していただいております。これは、「恣意的に約定価格を顧客に不利にする」ことが技術的には可能であることを意味しているのではないのでしょうか。このことから、やはり「提示スプレッド＝約定スプレッド」の前提に立つのは無理があると考えます。</p> <p>・現行のガイドラインの要点説明(第3条4項関係)に記載されているように、約定スプレッドを技術的に把握することが困難だからこ</p>	<p>現在の店頭FX取引のビジネスモデルでは、提示価格を参考値(気配値)として提示するなど一部の例外を除き、実際の約定処理、或いはポジション評価などに用いる、常時生成されている基本価格の全て、又は一部を顧客に提示していることが前提となっています。本規則は、こうした実態を踏まえ、提示価格(基本価格)＝約定価格との前提に立って、提示価格によるスプレッドを測定することにより、広告表示の適正性を判断することとしています。</p> <p>約定時におけるスプレッドについては、約定レートと同時に反対側の約定レートとの差とすることが適当と考えられ、同時に売り・買いの約定レートが存在しないなど、これが不可能な場合においては、当該約定に係る反対側のカバー配信レートを反対側の約定レートと見做して算定することとしております。しかしながら、この場合複数のカバー先から提示される配信レートを基に基本価格を生成している各社における約定執行の状況によって測定方法が異なる場合もあるため、各社が測定する数値の精度にはバラツキが生じるといった点で統一的な基準により実績を公表するには問題があると考えております。</p> <p>上記を踏まえれば、提示価格(基本価格)＝約定価格との前提に立って、提示価格によるスプレッドを測定することにより、広告表示の適正性を判断することが妥当な方法と考えられ、加えて、今回の改正ではスプレッド実績の公表を義務付けており、業者間の比較容易性を高めることにもつながるものであり、スプレッド広告の適正性の確保に</p>

<p>のような改正案になっていると推察しますが、そんなに難しいことでしょうか。貴協会作成の Q&A 事例集(A2-3)にも記載されているように、約定時の反対側のレート(約定レートまたは配信を受けたカバー取引レート等)をもとに算出するだけであり、技術的に困難とは考えにくいと思料します。約定件数の多さが負担になっているのであれば、一定割合の件数を対象にする等の工夫はありえると思います。</p> <p>* 今回の改正案には、「おとり行為」が行われていないことを確認する必要性は記載されていますが、その具体的確認方法が示されていないようです。現行のガイドラインの要点説明(第3条4項関係)に「おとり行為に該当しないようにするためには、提示段階のみならず約定時点での広告内容と相違ないことが重要」と記載しているように、「おとり行為」検証の観点からも、約定スプレッドの把握は必須と考えます。</p>	<p>資するものと考えます。</p> <p>なお、「おとり行為」については、「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9 条に関する細則の要点説明(案)」の第3条第2項関係で具体的な例を挙げ、管理・監督に当たっての確認事項を示しています。</p>
---	--